

鈴鹿医療科学大学 廃棄物に関する管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学（以下「本学」という。）における廃棄物、廃水、大気汚染等（以下「廃棄物等」という。）の適正な管理運営を行い、もって公害の発生を防止し、人の安全と環境の保全を図るため、環境基本法（平成5年法律第91号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、水質汚濁法（昭和45年法律第138号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）その他関係法令等に定めるもののほか、廃棄物の管理に関し必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程において「廃棄物」とは、人の活動及び教育・研究活動に伴い排出されるゴミ等で、廃棄物の処理および清掃に関する法律に規定するものをいう。
- 2 この規程において「廃水」とは、人の活動及び教育研究活動に伴い排出される生活系汚水及び実験系廃液で水質汚濁法に規定する有害物質を含むものをいう。なお、強い酸性または塩基性を呈する実験系廃水及び5%以上の鉍酸・鉍塩基の塩またはアルコールを含む実験系廃水は、本規程の「廃水」として取扱う。
- 3 この規程において「大気汚染等」とは、人の活動及び教育・研究活動に伴い発生するばい煙の排出等大気汚染、悪臭の発生、騒音、振動その他大気汚染防止法その他の関係法令等に規定するものをいう。
- 4 この規程における「部局」とは、大学院研究科、学部、東洋医学研究所、健康管理センター、附属図書館、事務局をいい、「部局長」とはこれらの長をいう。

(廃棄物等の管理組織)

- 第3条 本学における廃棄物等の管理に関し、その徹底と万全を期するため、その管理組織として、本学に廃棄物統括責任者（以下、「統括責任者」という。）を置き、部局毎に廃棄物管理責任者（以下、「管理責任者」という。）、廃棄物管理補助者（以下、「管理補助者」という。）、特別管理産業廃棄物管理責任者（以下、「産廃管理責任者」という。）を置く。
- 2 統括責任者は、学長をもって充て、廃棄物に関する事項を統括管理する。
- 3 管理責任者は、部局長をもって充て、当該部局における廃棄物等に関する事項を管理する。
- 4 管理補助者は、各部局長が若干名を指名し、当該部局の管理責任者の業務を補佐する。
- 5 産廃管理責任者は、各部局長が管理補助者のうちから1名以上指名し、当該部局の特別管理産業廃棄物及び実験系廃棄物に関する管理を行う。この場合において、実験系廃棄物等を排出する部局にあつては、大学教員を含むものとする。

(廃棄物の管理)

第 4 条 統括責任者、管理責任者、管理補助者及び産廃管理責任者は、必要に応じて適正な処理及び処理対策等の推進を促すことができる。

2 感染性廃棄物等、組換え DNA 実験により生じた廃棄物等及び放射性廃棄物等の管理については、法令その他の定めるところによる。

(廃棄物の取扱い)

第 5 条 廃棄物等の排出については、廃棄物を分類し再生利用により減量に努める。

2 廃棄物は別表第 1 (千代崎キャンパス、白子キャンパス) に定める区分に従い分別して、保管し、適正に処理する。

3 廃液等の実験系廃棄物は別図第 1 その他に従い必要な前処理を行った後、別表第 2 に定める区分に従い分別して、保管し、適正に処理する。

4 実験系廃液の排出については、水質汚濁防止法及び下水道法の基準 (別表第 3) を遵守し、産廃管理責任者は、当該部局がこの基準を遵守していることを定期的な検査によって明確にし、その結果を一般に開示できる状態で保管する。

5 大気汚染等に関しては、別表第 4 に定める規制基準を遵守し、その発生の防止に努める。

第 6 条 この規程に定めるもののほか、廃棄物等の管理に関し必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、委員会が発議し、大学協議会の議を経て学長が決定する。

附則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

制定日 平成 20 年 3 月 18 日

別表第 2 (第 5 条関係) の改訂を平成 25 年 12 月 25 日に行い、同日から施行する。

別表第 1, 2 (第 5 条関係) の改訂を平成 28 年 7 月 19 日に行い、同日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係) の改訂を平成 29 年 6 月 20 日に行い、同日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係) の改訂を平成 30 年 12 月 11 日に行い、同日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係) の改訂を令和元年 12 月 10 日に行い、同日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係) の改訂を令和 5 年 12 月 19 日に行い、同日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係) 千代崎キャンパス

区分(種類)		例示	取扱い
一般廃棄物	資源ゴミ	古紙類	雑誌, 書籍, 新聞等
		ダンボール	ダンボール
		繊維類	タオル, 毛布, カーペット, カーテン, シーツ, 衣類等
	可燃物	燃えるゴミ類	可燃物ゴミ専用庫に集め専門業者にて委託処分。食べ残しのうち, 液状のものは適切に廃棄後, 所定のゴミ箱へ。マウスの排泄物と木片は拡散しないように, ごみ袋の口をしっかりと縛ること。
		紙おむつ, マスク, 不織布エプロン, マウスの排泄物と木片	
		木くず, 草類	樹木の枝は長さ 50 cm, 直径 5 cm ほどに壊し束ねる。
	資源ゴミ	ペットボトル	【ゴミ箱】
		飲食用の缶類	【ゴミ箱】
		飲食用のビン類	【ゴミ箱】
		発砲スチロール	発砲スチロール専用庫に集め専門業者にて委託処分
	不燃物	燃えないゴミ類(実験系以外)	プラスチックごみ, ポリ容器(トレー, インスタント食品の容器等), ビニール袋, サンドル, 靴等
		ガラス類(実験系以外)	ビン類以外のガラスくず, 陶磁器(茶碗, コーヒーカップ等), セラミック製品, 耐火レンガ等
		小型電化類	小型電化製品, CD, DVD, 電気コード(ケーブル)等
		OA 機器	ノート PC (付属品)
		OA 消耗品	トナー(インク)カートリッジ,

			感光体ユニット等	廃トナーはメーカー名記載の回収案内シート等とともに、袋に梱包。
	家電リサイクル		冷蔵庫, 洗濯機, テレビ, エアコン	粗大ゴミ専用庫に集め, 専門業者にて委託処分。または買い替えの場合, 納品業者による引き取り。備品は管財課で除却願手続。
	粗大ゴミ		家具類, 応接セット, ベッド, 机, 椅子, 金属品, 木製品, デスクトップ PC, 液晶モニター, CRT モニター, インクジェットプリンター, レーザープリンター(トナーカートリッジ, 感光体ユニットは除く)等	
産業廃棄物	非感染性産業廃棄物		試薬ビン(ガラス, プラ, 金属製), 廃プラスチック(ポリ製ビーカー等), 非感染性の実験・医療系容器・袋・ポリチューブ, ゴム管等	非感染性ゴミ専用庫に集め専門業者にて委託処分。「実験系廃棄物の廃棄マニュアル」を参照
	金属類		缶類以外の金属くず, 傘, 刃物, フライパン, スプレー缶, 乾電池等	不燃物ゴミ専用庫に集め専門業者にて委託処分。スプレー缶は穴を開ける。ボタン電池は, セロハンテープなどで巻きつけ絶縁する。リチウムイオン電池は破損, 経年劣化等により, 発火や爆発の危険性があるので速やかに回収処分。
	ガラス類(実験系)		ガラスくず, 割れたビーカー, 破損ペット・試験管等	粗大ゴミ専用庫に集め専門業者にて委託処分
	木くず類		木製パレット, 伐採工事に伴って排出された木くず(長さ 50 cm, 直径 5 cm 以上)	
	水銀使用製品		水銀を使用した血圧計, 体温計	廃液回収時に専門業者にて委託処分。水銀使用と明記
			蛍光管, 水銀灯	不燃物ゴミ専用庫に集め専門業者にて委託処分。(水銀灯は交換時に業者回収)

	汚泥	学生食堂からの排出汚泥	ピット内汚泥を業者が回収し委託処理
	建設廃材	工作物の除去に伴って生じたコンクリート・レンガ等の破片	専門業者にて委託処分
特別管理産業廃棄物	感染性産業廃棄物	注射針・注射筒・手袋(採血, 試薬, 調理等用), 血液等の感染性病原体を含む又は含むおそれのある産業廃棄物	適切な容器に梱包後, 感染性廃棄物専用庫に集め専門業者にて委託処分。「実験系廃棄物の廃棄マニュアル」参照
	廃液, 廃油	廃酸, 廃アルカリ, 揮発性油類, 灯油類, 軽油類の引火性廃油	危険物倉庫(廃液庫)に集め専門業者にて委託処分
	PCBを使用した部品	医療機器等から取り出された部品(電解コンデンサー等)	専門業者にて回収

※ 表中【ゴミ箱】と記してあるもの以外は、規程に従って排出者名を明記し、直接ゴミ専用庫に廃棄すること。

<千代崎キャンパス ゴミ専用庫の種類と廃棄物>

・可燃物ゴミ専用庫 (年間法人契約 業者 カンセイ)

紙屑, 生ごみ, 枯葉, 草, 木くず(50 cm, 直径 5 cm 以下), カーテン・カーペット(ごみ袋に入る程度のサイズ), 紙オムツ, 衣類, プラスチックごみ, 鼻血や切傷出血を拭き取ったガーゼやちり紙, 紙おむつ, マスク, 不織布エプロン, マウスの排泄物と木片等

・不燃物ゴミ専用庫 (年間法人契約 業者 カンセイ)

飲食用のビン・缶・ペットボトル, ガラスくず(実験系以外), 小型家電, CD, DVD, 電気コード(ケーブル), フライパン, スプレー缶, 陶磁器(ごみ袋に入る程度のサイズ), 蛍光灯, 乾電池等

※ コンビニ弁当の容器等は洗浄して, 一般廃棄物として「もえないゴミ(プラスチック)」ゴミ箱に分別。食べ残した物や食べ残しが残った容器は, 可燃物として「もえるゴミ(一般ゴミ)」ゴミ箱に分別下さい。

※ 試薬ビンや実験・医療系の袋パッケージやプラスチック容器などは, 感染性が無くても当ゴミ庫には廃棄しないで下さい。非感染性廃棄物庫に廃棄下さい。

・粗大ゴミ専用庫(鍵付き) (業者 鈴友)

家具類, 応接セット, ベッド, 机, 椅子, 金属・木製品(粗大), プラスチック(粗大), 冷蔵庫, 洗濯機, テレビ, デスクトップ PC, 液晶モニター, CRT モニター, プリンター(レーザー, インクジェット), ガラス屑(割れたビーカー, 破損スポイト等), および学内から排出される備品等

※ ガラス屑は量の多少に関わらず、ダンボール箱に入れて廃棄下さい。

・ダンボール専用庫（年間法人契約 業者 カンセイ）

ダンボール、雑誌、書籍、新聞(チラシを含む)に限る。

・発泡スチロール専用庫（業者 カンセイ）

発泡スチロールに限る。

・非感染性廃棄物専用庫（業者 鈴友）

試薬ビン(ガラス製、金属製、プラスチック製のもの、割れた試薬ビンを含む、ラベルは剥さなくてもよい)、および明らかに感染性のない実験・医療系の針箱パッケージ・シリンジ袋・滅菌袋・プラ容器・ポリチューブ、実験系のゴミ等

⇒「無害・排出者(所属、氏名)」のラベル要、中が見える袋を使用

・感染性廃棄物専用庫(鍵付き)（年間法人契約 業者 カンセイ）

注射針・注射筒・手袋(採血、試薬、調理等用のすべて)、血液付着の軍手、病理廃棄物、感染性が疑われるメス・ポリチューブ・ピペットチップ・紙類・ガーゼ・スライドガラス等

※ メス、ポリチューブ、ピペットチップ、紙類、ガーゼ、スライドガラス等については、感染性が全く疑われなければ、「無害・排出者(所属、氏名)」のラベル貼付の上、非感染性廃棄物専用庫に廃棄下さい。

※大型機器(大型フリーザー等)の廃棄で撤去費用等が発生する場合には、買い替え時に新規購入品とともに廃棄予定の物品について、その費用を納品業者に見積もり依頼の上、所定額をご負担下さい。

別表第1（第5条関係） 白子キャンパス

区分(種類)			例示	取扱い
—	資源 ゴミ	古紙類	雑誌、書籍、新聞、ダンボール等の古紙類に限る	古紙専用庫(5)に集め専門業者にて委託処分
		繊維類	タオル、衣類、毛布、カーペット、カーテン、シーツ等	燃えるゴミ専用庫(3)に集め専門業者にて委託処分、食べ残しのうち、液状のものは適切に廃棄後、所定のゴミ箱へ。排出者においてポリ袋に梱包する時は、「可燃物」「所属・排出者」を明記。
	可燃物	燃えるゴミ類	古紙類以外の紙くず、茶殻等、布類(天然繊維)、バインダー(金具は取外す)、保冷剤、鼻血や切傷出血を拭き取ったガーゼやちり紙、使い捨てカイロ 【ゴミ箱】	

般 廃 棄 物	燃 物		紙おむつ, マスク, 不織布エプロン, マウスの排泄物と木片	マウスの排泄物と木片は拡散しないように, ごみ袋の口をしっかりと縛ること。
		木くず, 草類	樹木の枝は 50 cm, 直径 5 cm 位に壊し束ねたもの等	
	不 燃 物	資源ゴミ (リサイクル)	ペットボトル 【ゴミ箱】	汚損している場合は洗浄して下さい。資源ゴミ専用庫(4)に集め専門業者にて委託処分
			飲食用のビン(ガラス)類 【ゴミ箱】	
			発砲スチロール	汚損している場合は洗浄して下さい。5号館西側(別口)に集め専門業者にて委託処分
			飲食用の空き缶(金属)類, 食品金属ケース, 金属台所用品等 【ゴミ箱】	
		燃えないゴミ (実験系以外)類	プラスチックごみ, ポリ容器(トレイ, インスタント食品の容器等), ビニール袋, サンドル, 靴等【ゴミ箱】	燃えるゴミ専用庫(3)に集め, 専門業者にて委託処分
		ガラス(実験系以外)類	ビン類以外のガラスくず, 陶磁器(茶碗, コーヒーカップ等), セラミック製品, 耐火レンガ等	燃えないゴミ専用庫(6)に集め, 専門業者にて委託処分
		小型電化類	小型電化製品, CD・DVD, 電気コード(ケーブル)等	
		家電 リサイクル	冷蔵庫, 洗濯機, テレビ, エアコン	非感染性廃棄物・粗大ゴミ専用庫(1)に集め, 専門業者にて委託処分。または買い替えの場合, 納品業者による引き取り。備品は管財課で除却願手続。
		粗大ゴミ	家具類, 応接セット, ベッド, 机, 椅子, 金属品, 木製品, デスクトップ PC, 液晶モニター, CRT モニター, インクジェットプリンター, レーザープリンター(トナーカートリッジ, 感光体ユニットは除く)等	
		OA 機器	ノート PC (付属品)	白子事務部で回収(備品は管財課で除却願手続後, 業者委託にて処分。廃トナーはメーカー名記載の回収案内シート等とともに, 袋に梱包。
		OA 消耗品	トナー(インク)カートリッジ, 感光体ユニット等	

産業廃棄物	非感染性産業廃棄物		試薬ビン(ガラス, プラ, 金属製), 実験系ガラスくず(割れたビーカー・試薬ビン, 破損ピペット・試験管・スポイト等), 廃プラスチック(ポリ製ビーカー等), 非感染性の実験・医療系容器・袋・ポリチューブ, ゴム管等	「実験系廃棄物の廃棄マニュアル」を参照。非感染性廃棄物・粗大ゴミ専用庫(1)に集め, 専門業者にて委託処分
	金属類		缶類以外の金属くず, 傘, 刃物, フライパン, スプレー缶, 乾電池, ライター等	汚損している場合は洗浄して下さい。5号館西側(別口)に集め専門業者にて委託処分。スプレー缶は穴を開ける。ボタン電池は, セロハンテープなどで巻きつけ絶縁する。リチウムイオン電池は破損, 経年劣化等により, 発火や爆発の危険性があるので速やかに回収処分。
	木くず類		木製パレット, 伐採工事に伴って排出された木くず(長さ 50 cm, 直径 5 cm 以上)	燃えないゴミ専用庫(6)に集め, 専門業者にて委託処分,
	水銀使用製品		水銀を使用した蛍光管, 水銀灯	水銀使用製品は水銀使用と明記, 水銀使用の体温計, 血圧計は廃液回収時に委託処分
	汚泥		学生食堂からの排出汚泥	ピット内汚泥を業者が回収し委託処理
	建設廃材		工作物の除去に伴って生じたコンクリート・レンガ等の破片	専門業者にて委託処分
	特別管理産業廃棄物	感染性産業廃棄物	注射針・注射筒・手袋(採血・試薬・調理等用), 血液等の感染性病原体を含む又は含む又は含むおそれのある産業廃棄物	「実験系廃棄物の廃棄マニュアル」を参照。感染性廃棄物専用庫(2)に集め, 専門業者にて委託処分
		廃液・廃溶媒	廃酸, 廃アルカリ, 揮発性油類, 灯油類, 軽油類の引火性廃油	危険物倉庫(廃液庫)に集め専門業者にて委託処分
		PCBを使用した部品	医療機器等から取り出された部品(電解コンデンサー等)	専門業者にて委託処分

※表中【ゴミ箱】と記してあるもの以外は、規程に従って排出者名を明記し、直接ゴミ庫に持参すること。

〈白子キャンパス ゴミ専用庫の種類と廃棄物〉

・非感染性廃棄物・粗大ゴミ専用庫(1) (業者 鈴友)

試薬ビン(ガラス製, 金属製, プラ製等, 割れた試薬ビンを含む, ラベルは剥さなくてもよい), ガラス屑(割れたビーカー, 破損スポイト等), および明らかに感染性のない実験・医療系の針箱パッケージ・滅菌袋・プラ容器・ポリチューブ, 実験系のゴミ

⇒「無害・排出者(所属, 氏名)」のラベル要, 中が見える袋を使用。

粗大ゴミ, 家具類, 応接セット, ベッド, 机, 椅子, 金属・木製品(粗大), プラスチック(粗大), 冷蔵庫, 洗濯機, テレビ, デスクトップ PC, 液晶モニター, CRT モニター, プリンター(レーザー, インクジェット), 学内から排出される備品等

※ ガラス屑は量の多少に関わらず, ダンボール箱に入れて廃棄下さい。

・燃えないゴミ専用庫(6) (業者 カンセイ)

金属品, 木製品, CD, DVD, 小型家電, 電気コード(ケーブル), ビン類以外のガラスくず, 陶磁器(茶碗, コーヒーカップ等), セラミック製品, 耐火レンガ, 蛍光管等

※ 試薬ビンや実験・医療系の袋パッケージやプラスチック容器等は, 感染性が無くても当ゴミ庫には廃棄しないで下さい。非感染性廃棄物専用庫(1)に廃棄下さい。

・感染性廃棄物専用庫(2)(鍵付き) (年間法人契約 業者 カンセイ)

注射針・注射筒・手袋(採血, 試薬, 調理等用のすべて), 血液付着の軍手, 病理廃棄物, 感染性が疑われるメス・ポリチューブ・ピペットチップ・紙類・ガーゼ・スライドガラス等

⇒「感染性・排出者(所属, 氏名)」のラベル要, 中が見える袋を使用。

※ メス, ポリチューブ, ピペットチップ, 紙類, ガーゼ, スライドガラス等については, 感染性が全く疑われなければ非感染性廃棄物専用庫(1)に, 「無害・排出者(所属, 氏名)」のラベル貼付の上, 廃棄下さい。

・燃えるゴミ専用庫(3) (年間法人契約 業者 カンセイ)

紙くず, 生ごみ, 生活ゴミ, 枯葉, 草, 木くず(50 cm 以下), カーテン・カーペット(ごみ袋に入る程度のサイズ), 紙オムツ, 衣類, プラスチックゴミ, ポリ容器(トレイ, インスタント食品の容器等), ビニール袋, サンダル, 靴, 鼻血や切傷出血を拭き取ったガーゼやちり紙, 紙おむつ, マスク, 不織布エプロン, マウスの排泄物と木片等

・資源ゴミ専用庫(4) (年間法人契約 業者 カンセイ)

飲食用のビン, 缶, ペットボトル, 発泡スチロール, 洗浄済でリサイクル可能な状態であること

※ コンビニ弁当の容器等は洗浄して、「燃えないゴミ」ゴミ箱に分別。食べ残した物や食べ残しが残った容器は、可燃物として「もえるゴミ」ゴミ箱に分別。

※ 試薬ビンや実験・医療系の袋パッケージやプラスチック容器等は、感染性が無くても、「非感染性廃棄物庫(1)」に廃棄下さい。

・古紙専用庫(5) (年間法人契約 業者 カンセイ)
雑誌, 書籍, 新聞(チラシを含む), ダンボールに限る。

※大型機器(大型フリーザー等)の廃棄で撤去費用等が発生する場合には、買い替え時に新規購入品とともに廃棄予定の物品について、その費用を納品業者に見積もり依頼の上、所定額をご負担下さい。

別表第2 (第5条関係)

区分			例示	取扱い
実験系廃棄物等	無機廃液	水銀廃液	水銀及び水銀化合物含有廃液, 水銀化合物試薬瓶等洗浄液	発生源で適正な処理(3回目までの洗浄液の貯留を含む)後, 危険物倉庫(廃液庫)に集め専門業者にて委託処分
		シアン廃液	シアン化合物含有廃液(鉄その他の元素との離分解性錯体を除く。)	
		フッ素・リン酸廃液	フッ素化合物, リン酸及び無機リン酸化合物含有廃液	
		重金属廃液	銅, 鉛, クロム, カドミウム等の重金属含有廃液	
	有機廃液	可燃性廃液	有機系廃液で自燃性のある廃液(水と接触若しくは水を含むものを除く。)	危険物倉庫(廃液庫)に集め, 専門業者にて委託処分
		難燃性廃液	有機系廃液で可燃性廃液以外の廃液, 難分解性シアン廃液及び有機リン化合物	
	写真定着液		電子顕微鏡写真等の定着液(エックス線撮影の定着液を除く。)	危険物倉庫(廃液庫)に集め, 専門業者にて委託処分
	固形廃	固形実験廃棄物	有害物質が付着したろ紙・ろ布類, シアン錯化合物, 有害物質を含む固形廃棄物, 廃油・廃溶媒のろ過	発生源で適正な処理後, 危険物倉庫(廃液庫)に集め専門業者に

	棄物		残渣, 廃プラスチック類	て委託処分
		組換え DNA 実験生物	組換え DNA 実験生物	
		生物実験遺体	動物実験遺体	本学動物実験指針による。
	その他		オスミウム等の無害化処理方法が確立していないもの	発生源で適正な処理後, 危険物倉庫(廃液庫)に集め専門業者にて委託処分

※「危険物倉庫 利用の手引き」参照。

別表第3 (第5条関係)

・有害物質の排水基準

有害物質の種類	「水質汚濁防止法」による許容限度	「下水道法」による排水基準
カドミウム及びその化合物	1〔リットル〕につきカドミウム0. 1〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につきカドミウム0. 1〔ミリグラム〕以下
シアン化合物	1〔リットル〕につきシアン1〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につきシアン1〔ミリグラム〕以下
有機燐化合物	1〔リットル〕につき1〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき1〔ミリグラム〕以下
鉛及びその化合物	1〔リットル〕につき鉛0. 1〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき鉛0. 1〔ミリグラム〕以下
六価クロム化合物	1〔リットル〕につき六価クロム0. 5〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき六価クロム0. 5〔ミリグラム〕以下
砒素及びその化合物	1〔リットル〕につき砒素0. 1〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき砒素0. 1〔ミリグラム〕以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1〔リットル〕につき水銀0. 005〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき水銀0. 005〔ミリグラム〕以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	1〔リットル〕につき0. 003〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき0. 003〔ミリグラム〕以下

トリクロロエチレン	1〔リットル〕につき0. 3〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき0. 3〔ミリグラム〕以下
テトラクロロエチレン	1〔リットル〕につき0. 1〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき0. 1〔ミリグラム〕以下
ジクロロメタン	1〔リットル〕につき0. 2〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき0. 2〔ミリグラム〕以下
四塩化炭素	1〔リットル〕につき0. 02〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき0. 02〔ミリグラム〕以下
1, 2-ジクロロエタン	1〔リットル〕につき0. 04〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき0. 04〔ミリグラム〕以下
1, 1-ジクロロエチレン	1〔リットル〕につき0. 2〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき0. 2〔ミリグラム〕以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1〔リットル〕につき0. 4〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき0. 4〔ミリグラム〕以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1〔リットル〕につき3〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき3〔ミリグラム〕以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	1〔リットル〕につき0. 06〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき0. 06〔ミリグラム〕以下
1, 3-ジクロロプロペン	1〔リットル〕につき0. 02〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき0. 02〔ミリグラム〕以下
チウラム	1〔リットル〕につき0. 06〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき0. 06〔ミリグラム〕以下
シマジン	1〔リットル〕につき0. 03〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき0. 03〔ミリグラム〕以下
チオベンカルブ	1〔リットル〕につき0. 2〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき0. 2〔ミリグラム〕以下
ベンゼン	1〔リットル〕につき0. 1〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき0. 1〔ミリグラム〕以下
セレン	1〔リットル〕につき0. 1〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき0. 1〔ミリグラム〕以下

・有害物質以外の排水基準

項目	「水質汚濁防止法」による許容限度	「下水道法」による排水基準
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下	水素指数5を超え9未満
生物化学的酸素要求量	1〔リットル〕につき160(日間平均120) 〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき5日間に600 〔ミリグラム〕未満
化学的酸素要求量	1〔リットル〕につき160(日間平均120) 〔ミリグラム〕	基準なし
浮遊物質	1〔リットル〕につき200(日間平均150) 〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき600〔ミリグラム〕 未満
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (鉱油類含有量)	1〔リットル〕につき5〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき5〔ミリグラム〕 以下
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (動植物油脂類含有量)	1〔リットル〕につき30〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき30〔ミリグラム〕 以下
フェノール類含有量	1〔リットル〕につき5〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき5〔ミリグラム〕 以下
銅含有量	1〔リットル〕につき3〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき銅3〔ミリグラム〕 以下
亜鉛含有量	1〔リットル〕につき5〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき亜鉛5〔ミリグラム〕 以下
溶解性鉄含有量	1〔リットル〕につき10〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき鉄10〔ミリグラム〕 以下
溶解性マンガン含有量	1〔リットル〕につき10〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につきマンガン10〔ミリグラム〕 以下
クロム含有量	1〔リットル〕につき2〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につきクロム2〔ミリグラム〕 以下
弗素含有量	1〔リットル〕につき15〔ミリグラム〕	1〔リットル〕につき弗素15〔ミリグラム〕 以下

大腸菌群数	1〔立法センチメートル〕につき日間平均3 000〔個〕	基準なし
窒素含有量	1〔リットル〕につき120〔日間平均60〕〔ミ リグラム〕	1〔リットル〕につき120〔ミリグラ ム〕未満
燐含有量	1〔リットル〕につき16〔日間平均8〕〔ミリグ ラム〕	1〔リットル〕につき16〔ミリグラ ム〕未満

別表第4（第5条関係）

①悪臭防止法に基づく規制基準：悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）に特定されている悪臭物質22物質についての規制基準を示す。）

項 目	規範基準の範囲
アンモニア	1～5 ppm
メチルメルカプタン	0.002～0.01 ppm
硫化水素	0.02～0.2 ppm
硫化メチル	0.01～0.2 ppm
二硫化メチル	0.009～0.1 ppm
トリメチルアミン	0.005～0.07 ppm
アセトアルデヒド	0.05～0.5 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05～0.5 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009～0.08 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02～0.2 ppm
ノルマルパレルアルデヒド	0.009～0.05 ppm
イソパレルアルデヒド	0.003～0.01 ppm
イソブタノール	0.9～20 ppm
酢酸エチル	3～20 ppm
メチルイソブチルケトン	1～6 ppm
トルエン	10～60 ppm
スチレン	0.4～2 ppm
キシレン	1～5 ppm
プロピオン酸	0.03～0.2 ppm
ノルマル酪酸	0.001～0.006 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009～0.004 ppm
イソ吉草酸	0.001～0.01 ppm

臭気指数に係る規制基準の範囲：10～21 とする。

②騒音規制法に基づく規制基準

地域区分	朝・夕	昼	夜間
	6～8時 19～22時	8～19時	22～翌6時
第二種住宅専用地域および住居地域	50 ホン	55 ホン	45 ホン

③振動基準法に基づく規制基準

地域区分	昼	夜間
	8～19時	19～翌6時
第二種住宅専用地域および住居地域	66 dB	55 dB

なお、音圧の単位（dB およびホン）については、騒音環境（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/02/04021302/002/006.pdf を参照。

追記：音圧の単位 dB とホンについて

デシベル（dB）は、計る音が一定基準（通常の人耳に聞こえるもっとも小さな音）の何倍かという対数（log）を用いて表す単位です。通常の人耳に聞こえるもっとも小さな音（10dB）を基本音圧とし、その10倍の音圧を20dB、100倍の音を40dBというように表されます。20dBと40dBの差は数字では、倍の音というようにとれますが、実際の音圧比は10倍になります。

しかし一方で、人の耳には高い音と低い音を聞いた時、物理的には同じ大きさなのに聞かずに、低い音より高い音のほうがより大きく聞こえるものです。騒音は、さまざまな周波数が入り混じっているものが多く、正しくその大きさをあらわす場合、その周波数ごとの大きさを計らないとどれだけ大きく聞こえるかがわかりません。したがって、騒音の大きさを表すためには、音圧レベルの単位（dB）に人間の耳の特性を補正した単位（ホン）を用います。このホン表示が騒音レベルとして人間の耳の感覚とほぼ一致するので、広く使われており、指示騒音計によって目盛りをもって表現されます。音の大きさのレベル dB ともおおむね合致します。

別図第 1（第 5 条関係） 廃液等の実験系廃棄物の処理、分別収集区分

